

# 岡山大学新型インフルエンザ対策行動計画

平成21年9月



OKAYAMA UNIVERSITY

# 目 次

1 背景	1
2 流行規模及び被害の想定	1
3 対策の基本方針	
(1) 目的	1
(2) 基本的考え方	1
(3) 対策推進のための役割分担	2
(4) 各発生段階ごとの行動計画	3
ア 前段階（未発生期）	4
イ 第一段階（海外発生期）	4
ウ 第二段階（国内発生早期）	5
エ 第三段階（感染拡大期／まん延期／回復期）	6
オ 第四段階（小康期）	7
参考資料	
用語解説	8
感染症法による位置づけ	9
学校保健安全法による位置づけ	10

## 1 背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、10～40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

平成21年4月に、メキシコで発生した新型インフルエンザは、170以上の国・地域で感染が確認され、感染者数は約209,438人、死亡者数は、2,185人（8月23日現在）に及んでいる。

岡山大学においても、新型インフルエンザの流行により、学生及び教職員が罹患することが見込まれるので、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるための行動対策を定めるものである。

## 2 流行規模及び被害の想定

新型インフルエンザ（強毒性）の流行規模及び被害の想定は、平成21年2月に関係省庁対策会議の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づいて予測した。

なお、今回の新型インフルエンザ（弱毒性）の場合は、人口の20%が発症とする推計とした国の想定に基づき、県内の約39万人が発症し、約6千人が入院、約600人が重症化すると見込まれている。

	国の場合	県の場合	本学の場合
罹患割合	国民の25%	県民の25%	教職員・学生の25%
患者数	約1,700万人	約48万人	教職員 約1,040人 学生 約3,460人
入院患者数(重等度)*1	約200万人	約6万人	約530人
入院患者数(中等度)*2	約53万人	約1.5万人	約140人
死亡者数(重等度)*1	約64万人	約1万人	約90人
“(中等度)*2	約17万人	約3千人	約25人

重等度\*1：スペインかぜ（致死率2%）で予測

中等度\*2：アジアかぜ（致死率0.53%）で予測

教職員数：平成21年5月1日現在 常用労働者数 4,161人

学生数：平成21年5月1日現在13,840人

## 3 対策の基本方針

### (1) 目的

学生及び教職員の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。

教育、研究機能の中断による被害を最小限に留め、大学機能を破綻に至らせない。

### (2) 基本的考え方

新型インフルエンザは、対策についても不確定要素が大きい。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

我が国では、平成21年2月に新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議において「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定し、これに基づき、文部科学省でも「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」を策定した。

このたび作成した「岡山大学新型インフルエンザ対策行動計画」は、この行動計画を踏まえ、本学の各部署が行うべき対応等を記載したものである。

(3) 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザが発生し、「危機対策本部（新型インフルエンザ対応）」（以下「対策本部」という。）設置後は、各部署は主に以下の役割に基づき、学生及び教職員の生命と健康を守り、大学機能の保持に努める。

本部・各部署	役割
危機対策本部 (新型インフルエンザ対応)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育・研究に関すること</li> <li>2 海外出張・国内出張に関すること</li> <li>3 シンポジウム等学内行事に関すること</li> <li>4 課外活動に関すること</li> <li>5 ライフライン確保に関すること</li> <li>6 広報及び報道機関に関すること</li> <li>7 その他緊急を要する事項</li> </ol>
新型インフルエンザ 対策担当会議	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 役割を指示された事項について、検討すること</li> <li>2 その他</li> </ol>
安全衛生部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文部科学省、県、保健所、その他機関との連絡、報告に関すること</li> <li>2 危機対策本部の設置及び運営に関すること</li> <li>3 新型インフルエンザ対策担当会議の設置及び運営に関すること</li> <li>4 園児・児童生徒の保護者、学生（以下「学生等」という。）及び教職員への連絡体制の総括に関すること</li> <li>5 情報の収集及び配信に関すること</li> <li>6 教職員及び住民からの問い合わせに関すること</li> <li>7 前号に掲げるほか、他の部に属しないこと</li> </ol>
総務・企画部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報及び報道機関に関すること</li> <li>2 ホームページ等による情報発信に関すること</li> <li>3 教職員のサービス及び罹患状況に関すること</li> <li>4 会議の休会に関すること</li> </ol>
学務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 授業等に関すること</li> <li>2 入学試験に関すること</li> <li>3 海外に留学中の学生及び外国人留学生への対応（EPOK交換留学生に限る。）に関すること</li> <li>4 海外からの来訪者及び海外渡航中の教職員への対応に関すること</li> <li>5 課外活動に関すること</li> </ol>
施設企画部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ライフライン（電気・ガス・通信・電話）確保に関すること</li> </ol>
教育学部 附属学校園	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校における感染防止・まん延防止に関すること</li> <li>2 岡山県教育委員会及び岡山市教育委員会への連絡に関すること</li> </ol>
岡山大学病院	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 病院における感染防止・まん延防止に関すること</li> <li>2 医療提供体制の確保に関すること</li> <li>3 厚生労働省等への連絡に関すること</li> </ol>
保健管理センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康相談の対応に関すること</li> <li>2 感染防止策の普及啓発に関すること</li> <li>3 感染症のケアの対応に関すること</li> </ol>
各部署等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の周知に関すること</li> <li>2 学生等及び教職員の連絡網に関すること</li> <li>3 海外に一時渡航している学生及び留学中の学生並びに外国人留学生への対応（EPOK交換留学生を除く。）に関すること</li> <li>4 海外からの来訪者及び海外渡航中の教職員への対応に関すること</li> <li>5 学生等及び教職員に新型インフルエンザ患者が発生した場合の報告に関すること</li> <li>6 休業等時の研究体制の維持に関すること</li> <li>7 休業等時の建物管理に関すること</li> </ol>

危機対策本部（新型インフルエンザ対応）

構 成	役 職
本 部 長	学長
副 本 部 長	理事（教育研究環境担当）
委 員	理事（教育研究環境担当及び特命担当を除く）及び本部長が指名する者

新型インフルエンザ対策担当会議

構 成	役 職
議 長	安全衛生部長
委 員	総務・企画部総務課長、人事課長、学務企画課長、学生支援課長、国際課長、保健衛生管理課長、安全管理課長、教育学系事務長、附属病院総務課長及び議長が指名する者

（４）各発生段階ごとの行動計画

新型インフルエンザ対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、意思決定を迅速に行うことができるよう、予め各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

本学では、発生に備えて体制の整備を行う前段階（未発生期）から、患者の発生が減少し、流行の第二波に備える第四段階（小康期）の5段階に分けて対応することとし、文部科学省等からの要請を踏まえて対応を進めることとしている。

発生段階	状態・本学の体制	WHO フェーズ
前段階（未発生期）	新型インフルエンザが発生していない状態	1, 2A, 2B, 3A, 3B
第一段階（海外発生期）	海外で新型インフルエンザが発生した状態 「危機対策本部」の設置、感染国及び地域への渡航の自粛等	4A, 5A, 6A
第二段階（国内発生早期）	国内で新型インフルエンザが発生した状態 前段階の継続、国内感染地域への旅行・出張の自粛、休講措置、課外活動及び講演会の中止等	4B
第三段階	国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態	5B, 6B
感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態 前段階の継続	
まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態 前段階の継続	
回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態 前段階の継続	
第四段階（小康期）	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態、「終息宣言」及び「危機管理対策本部」の解散	後パンデミック期

フェーズについて

フェーズ 1	ヒトへの感染するインフルエンザウイルスが存在。ヒトへの感染リスクは小さい。
フェーズ 2	ヒトへの発症に対してかなりのリスクを提起する。
フェーズ 3	ヒトへの感染が見られるが、ヒトーヒト感染の拡大は見られない。
フェーズ 4	限定されたヒトーヒト感染の小さなクラスターが見られるが拡散は非常に限局
フェーズ 5	より大きいクラスターが見られるがヒトーヒト感染は依然限定的
フェーズ 6	ヒトの集団に広範かつ急速に広がり、世界的大流行を呈する状況（＝パンデミック）

（注）WHOフェーズのAは海外のことを示し、Bは国内のことを示す。

ア 前段階（未発生期）

目 標	・ 新型インフルエンザ発生情報の収集と発生時への備え
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外での新型インフルエンザの発生や予防に関する情報収集と周知</li> <li>・ 発生時における学生等及び教職員並びに関係機関との連絡体制の整備、確認</li> <li>・ 発生時における行動計画・対応マニュアルの整備、確認</li> <li>・ 新型インフルエンザ対策担当会議の設置</li> </ul>
情報収集 ・ 周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省、外務省、文部科学省ホームページ等を活用した情報収集をする。</li> <li>・ 学内ホームページ、Gメール及び掲示板の活用した周知をする。</li> </ul>
連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話、メールを利用した学生等及び教職員の緊急連絡網の整備、確認をする。</li> <li>・ 海外留学・出張を予定又は滞在している学生等及び教職員の緊急連絡網の整備、確認をする。</li> <li>・ 文部科学省、県等からの緊急連絡網の整備、確認をする。</li> </ul>
行動計画・対応マニュアル	・ 行動計画・対応マニュアルの整備、確認をする。
会議等	・ 対策メンバーの選出と発生時における役割分担の確認をする。

イ 第一段階（海外発生期）

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内発生に備えた初動体制及び全学体制の整備</li> <li>・ 感染拡大に備え、県・保健所等との協力体制の整備・確保</li> </ul>
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機対策本部の設置</li> <li>・ 新型インフルエンザ対策担当会議等の開催</li> <li>・ 新型インフルエンザに関する相談窓口の開設</li> <li>・ 海外での新型インフルエンザの発生や予防に関する情報収集と周知</li> <li>・ 発生時における学生等及び教職員並びに関係機関への連絡体制の確認</li> <li>・ 発生時における行動計画・対応マニュアルの実施</li> </ul>

情報収集 ・周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前段階（未発生期）の継続</li> <li>・ホームページ上の新着ニュース及び通知文等を通じて本学の対応を周知する。</li> <li>・海外に滞在している学生等及び教職員に対し、新型インフルエンザ関係情報を速やかに周知するとともに、的確な指導・助言を行う。</li> <li>・発生国等からの入学志願者に対し、本学の対応を周知する。</li> <li>・留学生に対し、英訳等の通知文を作成して周知する。</li> <li>・発生国等から帰国した学生等又は教職員がいる場合、風評により不当な扱いを受けることのないよう周知する。</li> </ul>
連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前段階（未発生期）の継続</li> <li>・海外留学・出張を予定又は滞在している学生等及び教職員の緊急連絡網の確認をする。</li> <li>・文部科学省、県、市の関係機関との緊急連絡網の確認をする。</li> <li>・入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、第三段階（回復期）以降の受験機会の確保措置の実施方法等について確認する。</li> </ul>
行動計画・対応マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画・対応マニュアルに基づき、本部又は関係部署における対策を確認する。</li> </ul>
会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機対策本部を設置して、海外留学・出張を予定又は滞在している学生等及び教職員の対応、相談窓口の設置について検討する。</li> <li>・新型インフルエンザ対策担当会議を開催して、危機対策本部で決定された事項について具体的な取り組みを検討する。</li> <li>・必要に応じて、部局説明会を開催する。</li> </ul>
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ発生国等から帰国した日本人学生等及び教職員からの相談窓口を設置する。</li> </ul>

#### ウ 第二段階（国内発生早期）

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内で発生した際の抑え込みの徹底</li> <li>・県内又は本学で発生した場合の的確な情報提供による混乱の防止</li> </ul>
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生地域及び周辺地域に出張・旅行する際の対応・周知・報告</li> <li>・学内行事の開催について延期又は中止の対応・周知・報告</li> <li>・課外活動など集団を形成する活動の自粛の対応・周知・報告</li> <li>・臨時休業等や入学試験の延期等の対応・周知・報告</li> </ul>
情報収集 ・周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前段階（海外発生期）の継続</li> <li>・国内での発生状況の情報収集を行い、周辺地域で被害が発生した場合の出張、旅行、学内行事及び課外活動の具体的な対応を周知する。</li> <li>・文部科学省、県、市の関係機関との緊急連絡網を周知する。</li> <li>・入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、第三段階（回復期）以降の受験機会の確保措置の実施方法等について周知する。</li> </ul>

連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外での発生状況等により入学試験の延期等をする場合、文部科学省、県、市の関係機関に迅速に報告する。</li> <li>・県内に新型インフルエンザ患者が発生して、臨時休業等や入学試験の延期等をする場合、文部科学省、県、市の関係機関に迅速に報告する。</li> <li>・本学の学生等及び教職員に新型インフルエンザ患者が発生して、臨時休業等をする場合、文部科学省、県、市の関係機関に迅速に報告する。</li> </ul>
行動計画・対応マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画・対応マニュアルに基づき、本部又は関係部署における対策を引き続き実施する。</li> </ul>
会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機対策本部を開催して、国内での発生状況の情報収集を行い、周辺地域で被害が発生した場合の出張、旅行、学内行事及び課外活動の具体的な対応について検討する。</li> <li>また、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、第三段階（回復期）以降の受験機会の確保措置の実施方法等について検討する。</li> <li>・県からの要請又は本学の学生等及び教職員に新型インフルエンザ患者が発生した場合に、臨時休業を決定する。</li> <li>・新型インフルエンザ対策担当会議を開催して、危機対策本部で決定された事項について具体的な取り組みを検討する。</li> <li>・必要に応じて、部局説明会を開催する。</li> </ul>
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前段階（海外発生期）の継続</li> <li>・入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口を設置する。</li> </ul>

#### エ 第三段階（感染拡大期・まん延期・回復期）

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大に対する抑え込みの徹底</li> <li>・本学の適切な情報提供による混乱防止</li> </ul>
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前段階（国内発生期）の継続</li> <li>・臨時休業終了時の対応・報告・周知</li> </ul>
情報収集 ・周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前段階（国内発生期）の継続</li> <li>・臨時休業終了に備え、文部科学省、その他関係機関と相談しつつ、カリキュラムの再編成、入学試験の実施等の情報を周知する。</li> </ul>
連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前段階（国内発生期）の継続</li> <li>・臨時休業中における授業等の履修上の取扱や学生生活について十分な指導をする。</li> </ul>
行動計画・対応マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画・対応マニュアルに基づき、本部又は関係部署における対策を引き続き実施する。</li> </ul>
会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前段階（国内発生期）の継続</li> <li>・危機対策本部を開催して、臨時休業の延期又は終了時期を決定する。また、臨時休業終了に備え、文部科学省、県、市の関係機関と相談しつつ、カリキュラムの再編成、入学試験の実施等の業務再開の決定を行う。</li> <li>・新型インフルエンザ対策担当会議を開催して、危機対策本部で決定された事項について具体的な取り組みを検討する。</li> <li>・必要に応じて、部局説明会を開催する。</li> </ul>
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前段階（海外発生期）の継続</li> </ul>

オ 第四段階（小康期）

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学業務の段階的回復</li> <li>・ 流行が再燃した場合の対策強化</li> </ul>
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機対策本部を解散</li> <li>・ 状況に応じて、出張、旅行、学内行事及び課外活動の自粛を解除</li> <li>・ 状況に応じて、相談窓口を閉鎖</li> <li>・ 本行動計画、対応マニュアル及び情報提供体制等の見直し</li> </ul>
情報収集 ・ 周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前段階（感染拡大期・まん延期・回復期）の継続</li> <li>・ 「危機対策本部解散」が出るまで、引き続き学生等及び教職員に情報提供を継続する。</li> <li>・ 出張、旅行、学内行事及び課外活動の自粛の解除を周知する。</li> <li>・ これまでの情報収集・周知の方法を検証して、見直しをする。</li> </ul>
連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの各段階における連絡体制の検証を行い、見直しをする。</li> </ul>
行動計画・対応マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部又は関係部署は、流行の第二波に備え、行動計画・対応マニュアルの検証を行い、見直しをする。</li> </ul>
会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機対策本部で、国及び県の「終息宣言」に伴い、本学の「危機対策本部解散」を決定する。</li> <li>また、出張、旅行、学内行事及び課外活動の自粛の解除を決定する。</li> <li>・ 危機管理スタッフ会議で、これまでの対策の検証を行い、見直しをする。</li> </ul>
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口は、「危機対策本部解散」がでるまで継続</li> <li>・ 相談件数の減少に伴い、対応人員を減少する。</li> </ul>

## 参考資料

### 【用語解説】

#### ○ インフルエンザ

インフルエンザはかぜとは異なり、全身症状を伴う重篤な感染症で、インフルエンザウイルスによる感染が原因となっている。ウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類され、A型は更に、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA／ソ連型、A／香港型というのは、この亜型のことをいう。）

#### ○ パンデミック

新型インフルエンザなどの感染症がヒトの集団に広範かつ急速に広がり、世界的大流行を呈する状況。

#### ○ 新型インフルエンザ

今まで人類が経験したことのない新しいタイプのインフルエンザウイルスが発生し、ヒトからヒトへ感染する能力を持ったもの。

#### ○ スペインかぜ

1918年から翌19年にかけて、全世界的に流行したインフルエンザのパンデミックである。感染者6億人、死者4000～5000万人。

#### ○ アジアかぜ

1957年に中国南西部で発生したとされているAH2N2型インフルエンザ。死者はスペインかぜの約1/10であったが、抗生物質の普及以降としては最大級の流行であった。

#### ○ 発熱相談センター

医療資源の有効活用及び外来診療時の院内感染を予防するために、発熱患者を新型インフルエンザ（疑いを含む。）か否かに振り分けるための機関として岡山県が各保健所に設置した。

#### ○ フェーズ

新型インフルエンザに対する警戒水準の段階を表す言葉で、フェーズ1～6までである。

#### ○ 臨時休業

講義、実習・実験、サークル活動、ボランティア活動の停止、および学内の商業施設の閉鎖。学内のライフラインはすべて正常機能を保ち、中断により支障を来すような実験は継続できる。

【感染症法による位置づけ】

類 型	感 染 症	備 考
1 類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘 そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、 ラッサ熱	感染力、罹患した場合の重篤性等に 基づく総合的な視点からみた危険性が 極めて高い感染症医療費：入院は公費
2 類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性 呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SA RSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥イ ンフルエンザ（病原体がインフルエンザA属 インフルエンザAウイルスであってその血清 亜型がH5N1であるものに限る）	感染力、罹患した場合の重篤性等に基 づく総合的な視点からみた危険性が高 い感染症 医療費：入院は公費
3 類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染 症、腸チフス、パラチフス	感染力、罹患した場合の重篤性等に基 づく総合的な視点からみた危険性が高 くないが、特定の職業（食品を取り扱 うような職業）への就業によって感染 症の集団発生を起こし得る感染症 医療費：保険診療
4 類感染症	E 型肝炎、A 型肝炎、黄熱、Q 熱、狂犬病、 炭疽、鳥インフルエンザ、ボツリヌス症、マ ラリア、野兔病、そのほか政令で定めるもの。	これまでの4 類感染症のうち、媒介動 物の輸入規制と、消毒、ねずみ等の駆 除、物件に係る措置を講ずることがで きる感染症
5 類感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）、 ウイルス性肝炎（E 型肝炎、及びA 型肝炎を 除く）、クリプトスポリジウム症、後天性免 疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、 麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染 症、そのほか省令で定めるもの。	従来どおり発生動向調査のみを行う感 染症
新型インフルエンザ 等感染症	ブタインフルエンザ（H1N1亜型）は「新型イ ンフルエンザ等感染症」として取り扱う	新たに人から人に伝染する能力を有す ることとなったウイルスを病原体とす るインフルエンザ。疑似症患者であ って当該感染症にかかっていると疑うに 足りる正当な理由のあるものも、患者 とみなされ、法で定める強制措置の対 象となる感染症

類 型	感 染 症	備 考
指定感染症	現在指定されている疾病はない。	既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、法で定める強制措置によらなければ当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える感染症
新感染症	現在指定されている疾病はない。	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症

【学校保健安全法による位置づけ】

類 型	感 染 症	備 考
第一種	<p>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS（サーズ）コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。）。</p> <p>上記の他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症。</p>	<p>学校等の長は、治癒するまでの間（医師が伝染のおそれのないと認めるまでの間）、出席停止の措置を講じることができる。</p>
第二種	<p>①インフルエンザ、②百日咳、③麻疹、④流行性耳下腺炎、⑤風疹、⑥水痘、⑦咽頭結膜炎、⑧結核</p>	<p>出席停止期間：①解熱後2日まで、②特有の咳が消失するまで、③解熱後3日まで、④耳下腺腫れが消失するまで、⑥すべての発疹がかさぶたになるまで、⑦主要症状消失後2日まで、⑧伝染のおそれがないまで</p>
第三種	<p>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、陽チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病</p>	<p>病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで</p>